

墨田区のお知らせ2015.8.1

NO.1790
(毎月1日・11日・21日発行)

すみだ

発行：墨田区(広報広聴担当) 公5608-1111代表 〒130-8640墨田区吾妻橋一丁目23番20号

すみだと全国の旬間歳時記

●立秋

二十四節気の一つで、今年は8月8日。暦の上では、この日を境に秋となるが、まだまだ厳しい暑さが続くことが多い。暑中見舞いは立秋までに出すのが基本であるが、立秋よりも後に出す場合は残暑見舞いとして8月中に出すのが習わしである。

◆2面以降の主な内容

- 2・3面…子どもがよるこぶ!夏の楽しいスポット紹介
- 4・5面…分譲マンション支援事業
- 6面…すこやかライフ
- 7・8面…講座・教室・催し

<http://www.city.sumida.lg.jp/>

受験費用等を支援します!

受験生チャレンジ支援事業

受験生チャレンジ支援事業とは

高校や大学等への進学を支援するために、**中学校3年生**および**高校3年生等(既卒者等を含む)**の学習塾・通信講座などの受講料と、高校・大学などの受験料をお貸しする事業です。

ここがポイント!

- ▶貸付けは**無利子**
- ▶入学した場合などは**返済が免除**

貸付けの対象となる費用は

①学習塾・通信講座等の受講料

【貸付けの内容】対象となる学習塾等の費用 *家庭教師を除く【貸付額】中学校3年生・高校3年生等ともに年間上限20万円

②高校・大学等の受験料

【貸付額】▶中学校3年生=2万7400円まで ▶高校3年生等=10万5000円まで *1校(学部)あたりの受験料の上限あり

貸付けを受けるためには

次のすべての要件を満たし、貸付審査により、返済の見込みがあると判断される必要があります。

- ▶課税所得または総収入金額が一定基準以下である
 - ▶都内に1年以上在住している
 - ▶世帯全員の預貯金の合計が600万円以下である
- *他にも要件あり

その他にも・・・

私立高校の入学資金や、高校・専門学校・大学等の入学金・授業料等の貸付制度もあります。また、生活困窮世帯の中学生を対象とした無料の学習支援事業も実施しています。詳しくは、お問い合わせください。

利用者のこえ



この支援事業を利用したことで、子どもの進路選択の幅が広がっただけでなく、家計の面でも気持ちの面でも余裕ができて助かりました。

支援事業については以前から知っていましたが、わが家の収入状況では対象外だと思っていました。ダメ元でしたが、貸付けの相談に行ったら良かったです。

問合せ・申込みは
こちらへ

厚生課厚生係(区役所3階)

公5608-6151

*学習支援事業については生活福祉課
生活支援係(区役所3階) 公5608-6289